

# 埼玉県私立高等学校通信制の課程の設置認可に係る審査基準

## 1 趣旨

私立高等学校の通信制の課程の設置に係る認可について、学校教育法（昭和22年法律第26号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号、以下「通信教育規程」という。）その他法令の定めるところに従い審査するため、この基準を定める。

## 2 立地条件等

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が通信制の課程を置く私立高等学校（以下「実施校」という。）の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

## 3 名称

- (1) 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同一又は紛らわしいものでないこと。
- (2) 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

## 4 規模

- (1) 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
- (2) 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならない。
- (3) 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

## 5 通信教育を行う区域

- (1) 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- (2) 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならない。
- (3) 実施校が埼玉県内に住所を有する者のほか、他の2以上の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒としようとするときは、その必要性が特に認められるものでなければならない。

## 6 教職員組織

- (1) 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。
- (2) 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- (3) 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。
- (4) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置かなければならない。
- (5) 実施校には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員1人以上置かなければならない。ただし、他の職を兼ねることができる。
- (6) 通信制の課程のみを置く私立高等学校（以下「独立校」という。）の校長は専任でなければならない。ただし、特別の事由があり、かつ教育上支障がないときは、他の学校の校長を兼ねることができる。
- (7) その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。

## 7 施設及び設備

- (1) 実施校の校地、運動場、校舎、面接指導等実施施設のうち通信教育規程第3条第2項に規定する分校は、原則として自己所有であるものとする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障が生じない場合で、その土地及び建物について、下記のア又はイの条件を満たすときは、借用とすることができる。
  - ア 所有者が国又は地方公共団体等の公共的団体である土地・建物を借用するとき。
  - イ 校地、運動場、校舎及び、面接指導等実施施設のうち通信教育規程第3条第2項に規定する分校の一部を借用する場合で、当該実施校のために継続的に使用できる権利を有するとき。
- (2) 前記(1)イの継続的に使用できる権利の期間は、20年を下回ってはならない。
- (3) 前記(2)の期間が満了しようとするときは、これに代わる校地、運動場又は校舎を既に取得している場合を除き、更新の手続きを取らなければならない。
- (4) 校地、運動場及び校舎は、原則として負担付きであってはならない。

ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障を生じない場合で、その土地及び建物について、下記のアからウの条件を全て満たすときは、抵当権を設定することができる。

ア 私立学校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。  
イ 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付による担保であること。

ウ 前号の担保に関する適正、かつ、実行可能な償還計画があること。

(5) 前記(4)ア、ウの条件を満たす場合で、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付けに係るものについては、根抵当権の設定を認めるものとする。

(6) 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。

(7) 運動場は、学習指導要領で定める体育の面接指導が支障なく実施できる面積を確保するものとする。

なお、必要な面積が確保できる場合は、体育館でも可とする。

(8) 校地は、適正な教育環境が確保できる面積とする。

(9) 校舎は、独立した建物とし、その延床面積は1,200平方メートルを最低の基準とする。

(10) 普通教室は、生徒数及び面接指導の単位時間数等に応じ、適正な面接指導等が実施できる数を確保するものとする。

なお、教室の面積は、同時に面接指導を受ける生徒1人当たり1.32平方メートル以上とする。

(11) 独立校の設置者である学校法人は、教育上支障がないことが確実な場合に限り、当該学校法人が同一敷地又は隣接地に設置する他の学校（専修学校及び各種学校を含む）の運動場又は体育館を共用することができる。

(12) 校具及び教具は、学校規模に応じて、机、いす、機械器具、標本、図書、その他教育上必要なものを備えなければならない。

## 8 通信教育連携協力施設

(1) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。

(2) 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができる。

(3) 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。

なお、埼玉県外に通信教育連携協力施設を設ける場合は、原則として実施校の分校又は協力校であるものとし、かつその必要性が認められるものでなければならない。

(4) 面接指導等実施施設の施設及び設備は独立校の基準を満たすことを原則とする。

- (5) 面接指導等実施施設の指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- (6) 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。
- (7) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前4項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。  
また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
- (8) 面接指導等実施施設（分校を除く）の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。
- (9) 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- (10) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設の設置者の同意を文書で得るものとする。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。  
同意の文書には、教職員、施設、設備その他連携協力の内容を具体的に記載するとともに、当該文書を知事に提出するものとする。このとき、設置者は必要に応じて適切な指導・支援を行うよう努めること。
- (11) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

## 9 通信教育の方法等

- (1) 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。
- (2) 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。
  - ア 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
  - イ 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数を最低の基準とし、かつ、十分な指導回数を確保すること。
  - ウ 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
  - エ 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えてはならない。
  - オ 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う

学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

## 10 資金

- (1) 実施校に必要な施設及び設備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、その全額が実施校を設置しようとする者の自己資金によらなければならない。
- (2) 前記(1)の規定にかかわらず、以下の条件を満たした場合には、設置経費の30パーセントを超えない範囲において、借入金を設置経費の財源とすることができる。
  - ア 借入金の返済に関する具体的な年次計画が策定されており、かつ、これに要する財源見通しが確実と認められること。
  - イ 設置経費の一部を借り入れた後の学校法人（新たに設立される予定の学校法人、私立学校法第152条第7項の規定に基づき学校法人となる予定である同条第5項の法人を含む。）の総負債比率（当該学校法人の総資産に対する総負債の割合をいう。）が50パーセントを超えないこと。

## 11 既設の学校を有する学校法人が私立学校を設置する場合の必要条件

既設の学校を有する学校法人が私立学校を設置する場合の必要条件については、埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準第3第11項を準用する。この場合、「既設の私立学校」は、「既設の私立高等学校の通信制の課程」と読み替えるものとする。

## 12 申請手続

設置認可申請手続については、埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準第4を準用する。この場合、「私立学校」は、「私立高等学校の通信制の課程」と読み替えるものとする。

## 13 その他

- (1) 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- (2) 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

附 則

この審査基準は、平成12年12月19日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成17年11月9日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和7年4月1日から施行する。